

平成 29 年(2017 年) 2 月 20 日

市内障害福祉サービス事業所等運営法人

代表者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

共同生活住居と日中活動サービス事業所の併設に関する取扱いについて（通知）

日頃より、本市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、重症心身障がい者の地域移行推進のため、下記のとおり、事業者指定において例外的な取扱いとして認めることとしましたので、通知いたします。

記

1 概要

これまで、本市においては、原則、共同生活住居と日中活動サービス事業所（生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等）が併設（同一敷地内設置又は建物の複合化）する場合の事業所の指定を行っていない。これは、共同生活住居の整備に当たって、家庭的な雰囲気や地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保するという立地の趣旨に基づいたものであり、今後についてもこの取り扱いは継続するものである。

一方、札幌市においては 400 を超える共同生活住居がある中、重症心身障がい者に対応した住居が極端に少ない状況であり、重症心身障がい者の地域生活への移行が大きな課題となっている。そのため、重症心身障がい者の地域移行推進のための施策の一環として、一定の条件の下で、共同生活住居と日中活動サービス事業所の併設を認める例外的な取扱いを示すこととしたものである。

なお、「同一敷地」の考え方については、別紙のとおりとする。

2 共同生活住居と日中活動サービス事業所の併設を認める条件

以下の「ア 設備、構造上の条件」「イ 運営上の条件」を全て満たす場合、共同生活住居と日中活動サービス事業所の併設（同一敷地内設置又は建物の複合化）を認める。

ア 設備、構造上の条件

- ① 共同生活住居の設備及び構造が重症心身障がい者に対応・配慮したものであること。
- ② 共同生活住居及び併設する日中活動サービス事業所の出入口がそれぞれ独立したものであること。
- ③ 共同生活住居及び併設する日中活動サービス事業所が、双方の利用者が建物の内部で行き来できない構造であること。

イ 運営上の条件

「1 概要」で示した共同生活援助の制度趣旨を踏まえ、共同生活住居の利用者を併設する日中活動サービス事業所に通所させないこと。

また、利用者に対しても制度趣旨を丁寧に説明した上で理解を得ること。

【現行及び平成 29 年 4 月以降の取扱い】

		共同生活住居と日中活動サービス事業所の位置関係	
		同一敷地内	複合化
現 行		×	×
平成 29 年 4 月以降	共同生活住居が重症心身障がい者に対応している	○ ※	○ ※
	共同生活住居が重症心身障がい者に対応していない	×	×

※ 上のア及びイの条件を全て満たす場合に限る。

3 指定の手続きについて

日中活動サービス事業所との併設による共同生活援助の新規指定（平成 29 年 4 月 1 日指定分以降）及び住居の移転・追加等による変更届を提出する際には、通常の提出書類に加え、「併設事業所設置に係る誓約書」（様式 1）を提出すること。